

刑 法 (配点 60 点)

【問題】

以下の事例に基づき、甲及び乙の罪責を論ぜよ（ただし、特別法違反の点は除く）。

- 1 甲（30歳、男性、中肉中背）は、幼い頃両親が離婚し、母親Aとアパートの一室で生活をしてきたが、あるときAが大病を患い、つきっきりの介護が必要となったことから、自身の勤め先を辞めてAの介護を行うようになった。そして、親子共に働けなくなり、次第に貯金が底をついた甲は、消費者金融から借金を重ねるようになったが、甲が借金をしていた消費者金融は暴力団組織と繋がりがあったため、それ以降、甲は、暴力団組員から借金返済の督促を頻繁に受けるようになり、また、暴走族に絡まれることも多くなったことから、護身用にボウイナイフ（刃体の長さ25センチメートル）を持ち歩くことが習慣となった。そして、平成28年6月下旬頃、いよいよ借金の返済に追われ、このままでは今月の家賃すら払えず、親子共倒れになると考えた甲は、隣町に住んでいる、甲の父親である乙（70歳、男性）に金を工面してもらえないか相談しようと思い立った。
- 2 そこで、平成28年6月28日、甲は、隣町に住む乙のアパートを訪れた。甲から「金を貸して欲しい」との相談を受けた乙は、自分自身も十分な貯金はなく、年金でどうにか暮らしている状況であったため、甲からの頼みを断った。途方にくれた甲は、乙に対し、「お前、父親だろ？このままじゃ、俺ら親子はのたれ死にだ。盗みでもやらなきゃ、生きていけねえんだよ。なんとかしてくれよ。」と毒づいた。それを聞いた乙は、以前、自身が植木職人として生計を立て、甲とAの住むアパートに家族3人で住んでいた頃、近所にある豪邸に住んでいたXから庭木の剪定を頼まれ、たびたびその家を訪れていたことを思い出した。また、乙がXの家の庭木の剪定に通っていた際、Xの妻Yが400万円はする高級ブランドの腕時計やいざというときのための現金を、Xの家の居間にある食器棚の引き出しにしまっている姿をよく見ていたので、もし、今でもXの家に変わりがないようならば、甲にXの家に盗みに行かせて、その分け前をもらえれば、自分自身も金銭的に助かると思うに至った。そこで、乙は、甲に、「お前の近所にあるXのお屋敷を知っているだろ？俺が職人だった頃、あの家にたびたび仕事で通っていたんだが、あの家にはかなりの金があるぞ。もし、お前が盗みに行く気があるなら、当時の情報だが、あの家の間取りや金のありかを教えてやってもいいぞ。」と告げた。それを聞いた甲は、現在、Xの家では夫のXが亡くなり、高齢のY（78歳、女性、小柄）が一人で暮らしていることや、XとYの間に子どもがいなかったため、YにXの遺産のすべてが入り、家に大金を隠し持っているという噂があることを思い出したので、乙に対し、「もう後がない状況なんだ。あの家は今、Xが亡くなってYだけの一人暮らしになっていて、かなりの遺産も入っていると思う。盗みに行ってこようと思うから、Y宅の情報を教えてくれ。」と頼んだ。そこで、乙は、盗んだ品を換金して、そのうち3分の1を分け前として乙に渡すことを条件に、Y宅

- の間取りや、Yがいつも高級腕時計や現金をしまっている居間の食器棚の場所のこと、Yが毎日午後1時から午後2時の間に夕飯の食材等の買出しのために外出をすること、Y宅の居間に掃き出し窓があり、昼間は施錠されていないことが多いので、そこからの立ち入りが可能であること等の情報を甲に伝えた。甲は、乙から情報を聞くと、翌日にでも計画を執行するつもりだと乙に告げ、乙宅を後にした。
- 3 翌日の午後12時30分頃、甲がY宅周辺に赴き、周囲に気づかれないようにY宅を監視していたところ、午後1時頃にY宅からYが外出するのを見た。そこで、甲は、計画を実行しようと考え、まず、庭木が茂っていて周囲から死角となっているY宅の庭に立ち入った。そして、乙から聞いていたとおり、庭に居間が面しており、その居間の掃き出し窓に施錠がなされていないことを確認すると、甲は、その掃き出し窓から土足で居間に侵入し、居間にあった食器棚に向かって歩み寄った。そして、甲が食器棚の引き出しを上から順に開いて、その中身を調べてみると、2番目の引き出しに400万円相当の高級腕時計と赤いブランド物の札入れが入っていたが、それ以外には特に金目の物がなかったので、腕時計と札入れのみを取り出して、甲の上衣のポケットにしまいこんだ。その後、甲は、必要な金が手に入ったので誰にも見つからないうちに急いで逃げようと考え、Y宅の玄関扉の施錠を外し、周囲にひと気がないことを確認して、午後1時15分にY宅から約1キロメートル離れた自宅アパートに何事もなく帰宅した。
- 4 甲が自宅に帰るとAが布団で眠っていたため、甲は、部屋の脇の方で、先ほどY宅から盗んできた赤いブランドの札入れに現金がいくら入っているかを確認するべく、札入れをポケットから取り出して中身を調べた。すると、甲の予想に反して札入れの中には1万円札が2枚しか入っていなかった。そこで、甲は、高級腕時計は確かに高価な物であっても、換金するまでに手間がかかることから、もっと現金が欲しいと考え、高級腕時計と赤い札入れを再び自身の上衣ポケットにしまい、もう一度Y宅で現金を盗んでこようと決意し、午後1時23分頃、自宅アパートを出てY宅へ向かった。
- 5 同日午後1時30分頃、Yは買い物が早く済んだので自宅に帰ると、施錠して外出したはずの玄関扉が開いていることに気がついた。そして、Yが玄関から居間に向かうと、居間の掃き出し窓や食器棚の引き出しが開いていること、高級腕時計と札入れがなくなっていること、室内のじゅうたんや玄関に泥が付着しているのが認められたため、Yは、外出中に泥棒に入られたと思い、気が動転して、周囲に助けを求めるために、「泥棒！」と叫びながら玄関から戸外に出たところ、ちょうどY宅に向かって早足で歩いてくる甲に出くわした。
- 6 Y宅の玄関先の公道でYと鉢合わせた甲は、即座に自身がY宅に盗みに入ったことをYに知られたと思い、「ここで捕まったらまるか」と考え、ズボンのポケットにいつも所持していたボウイナイフを取り出すやYに向けて刃先を示し、これを左右に振ってYに約1メートルの距離まで近付いた。するとそれを見たYがひるんで後退したので、甲は、その隙を見てその場から逃走した。

刑事訴訟法 (配点 40 点)

下記の設例を読み、【設問 1】及び【設問 2】に答えなさい。

【設例】

K 巡査及び E 巡査は、年末で飲酒機会が多い時期であり、飲酒運転が増加することから、平成 28 年 12 月 27 日午前 1 時頃から、飲食店からの帰路に当たる八王子市横山町で道路交通法違反の取締を目的とした交通検問を実施した。両巡査は、道路の端に立って、走行上の不審事由の存否にかかわらず、同所を市街方面に向かうすべての車両に対して赤色灯を廻して停止を求めるという方法で車両を道路の左側に停止するように求めるという方法で実施した。(1)

被告人 X は、K 巡査らが赤色灯を廻して停止を求めているのを見たので、一旦、停車して、窓を開けて「何か、用ですか。」と K 巡査に言ったところ、K 巡査は「免許証を見せて下さい。」というので、免許証を窓ガラスに押しつけて K 巡査に見せ、「子供が熱を出したと家から電話があったので急いで帰らねばなりません。」と言って、自動車を動かそうとしたところ、K 巡査は X の顔が赤みを帯びていると思われたので、飲酒していると考え、呼気検査を実施した結果、X の呼気 1 リットルにつき 0.15 ミリigram のアルコールが検出されたので、E 巡査は、鑑識カードを作成し、いわゆる赤切符を作成し、X に署名を求めた。しかし、X は、「コップ 1 杯のビールしか飲んでいないのに、その数値はおかしい。」と言って署名を拒否した。

そこで、K 巡査から引き継いだ I 警部補は、X を道交法違反の現行犯で逮捕して八王子署に連行し、取調べを行うこととした。その際に、I 警部補は、「呼気検査でアルコールが検出されたのだから、お前が酒を飲んで運転していたことははっきりしている。どこで、どれ位飲んだかを正直に話せ。話さないといつまでも帰れないぞ。話せば、今回は、なかったことにしてやる。」というので、これを聞いた X は自白した方が得だと考え、I 警部補の言うままに自白を行い、供述調書に署名・押印をした。(2)

【設問 1】 下線部 (1) の検問の適法性について、根拠条文を示して論じなさい。

【設問 2】 下線部 (2) の自白調書について、検察官が証拠調べを請求したところ、被告人が不同意とした場合、その証拠能力について論じなさい。